

【答申の概要】 特定の学校法人の役員の氏名等が記載された名簿の部分開示決定に対する
審査請求（諮問第230号）

件名	特定の学校法人の役員の氏名等が記載された名簿の部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	1 特定の学校法人の役員名簿（令和2年度私立学校実態調査様式1の付表の1） 2 特定の学校法人の評議員名簿（令和2年度私立学校実態調査様式1の付表の2）
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	令和3年3月30日
主な論点	実施機関が文書1及び2を特定し、その一部が条例第7条第2号（個人情報）に該当するとして行った部分開示決定は妥当であったか。

審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

審査会の判断

(1) 本件請求対象公文書について

本件請求対象公文書は、実態調査要領に基づき、実施機関が令和2年度に特定の学校法人に対して実施した実態調査に際し、当該学校法人から提出された文書であり、当該学校法人の役員及び評議員の氏名及び生年月日のほか、調査要領に定める事項が記載されている。

実施機関は、文書1のうち、役員の氏名（フリガナ）、生年月日、住所、親族等（三親等内の親族関係及び親族以外の特殊関係人）、職業、前年度役員報酬額、他の学校法人及び他の団体の役員等を兼ねている場合の法人等の名称の部分、文書2のうち、評議員の氏名（フリガナ）、生年月日、親族等（三親等内の親族関係及び親族以外の特殊関係人）、職業、他の学校法人及び他の団体の役員等を兼ねている場合の法人等の名称の部分について、条例第7条第2号に該当するとして非開示としている。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、本件決定において非開示とされたもののうち、理事長を除く理事及び監事の氏名及び住所並びに評議員の氏名（以下「本件非開示情報」という。）は、私立学校法において学校法人に作成及び閲覧が義務付けられている役員等名簿に包含される情報であり、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報と評価することができるとして、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべきと主張する。

これに対し、実施機関は、私立学校法に定める役員等名簿の閲覧については、学校法人に閲覧を拒否する余地が認められており、また、都道府県知事所轄の学校法人については、役員等名簿の公表は義務付けられていないことから、本件非開示情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまではいえず、条例第7条第2号ただし書アには該当しないと主張していることから、以下、本件非開示情報を中心に条例第7条第2号該当性について検討する。

(3) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの等を非開示情報とする個人識別型の規定を採用している。一方で、特定の個人を識別できるものであっても、個人の権利利益を侵害せずに非開示とする必要のないもの等については、ただし書アからウにより例外的に非開示情報から除いている。

イ 条例第7条第2号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を非開示情報から除外している。具体的には、条例解釈及び運用の基準において、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報がこれに当たり、利害関係人等に限って入手できる情報や請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は含まないものとされている。

(4) 条例第7条第2号本文の該当性について

本件非開示情報を含む実施機関が非開示とした情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であるから、条例第7条第2号本文に該当する。

(5) 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

ア 役員の氏名及び住所について

(ア) 組合登記令の規定

組合登記令第2条第2項第4号の規定により、学校法人が登記すべき事項は「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」とされている。

学校法人における役員については、私立学校法第37条において「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する」こととされ、「理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表」するとされている。この点、実施機関に確認したところ、本件開示請求の対象となった特定の学校法人は、理事長のみが代表権を有し、理事長以外の理事は代表権を有していないとのことであった。

商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項の規定により、何人も登記事項証明書の交付を請求することができるのであるから、当該学校法人の理事長の氏名及び住所は、法令等の規定により公にされている情報であり、本件決定において開示されている。

したがって、本件非開示情報のうち、理事及び監事の氏名及び住所は、登記事項ではなく、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

(イ) 私立学校法の規定

私立学校法第47条第1項により、学校法人は、理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した役員等名簿を作成することが義務付けられていることから、審査請求人が主張するとおり、本件非開示情報は役員等名簿に包含される情報であると認められる。

学校法人が作成した役員等名簿は、私立学校法第47条第2項の規定により、利害関係人に限らず、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこととされている。

この閲覧の請求を拒否することができる「正当な理由がある場合」に該当するか否かは、個別の事例に応じ、各学校法人において適切に判断すべきものとされている。

したがって、学校法人において役員等名簿の閲覧の請求を拒否する余地がある以上、本件非開示情報のうち、理事及び監事の氏名及び住所は、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報とは認められず、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

なお、審査請求人は、私立学校法第47条第3項の規定により、役員名簿の閲覧にあたっては、個人の住所に係る記載の部分を除くことができるとされていることを考慮しても、少なくとも役員等の氏名については開示すべき旨主張するが、仮に、個人の住所に係る記載を除いたとしても、役員等名簿の閲覧の請求については、学校法人において閲覧を拒否するか否かを判断すべ

きものとされている以上、上記判断に変わりはない。

(ウ) 役員等名簿の公表義務

審査請求人は、令和元年度の私立学校法の改正において、文部科学大臣所轄の学校法人については、個人の住所に関する記載の部分を除き、役員等名簿の公表が義務付けられたこと、また、同法の改正に際し、令和元年7月に文部科学省から、都道府県知事所轄の学校法人においても、それぞれの実情に応じ、ホームページ等を通じた公表を行うなど積極的な対応が期待される旨が通知されていることを踏まえ、都道府県知事所轄学校法人においても、私立学校法第47条第2項の請求があれば積極的に役員等名簿の開示に応じるべきものであるから、本件非開示情報は、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべき旨主張する。

しかし、都道府県知事所轄の学校法人については、役員等名簿の公表は義務付けられておらず、役員等名簿又はその一部の情報を公表している都道府県知事所轄の学校法人があるとしても、個別の事例にとどまるものと考えられ、本件非開示情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまではいえない。

イ 評議員の氏名について

学校法人における評議員は、学校法人の運営に関する諮問機関である評議委員会の構成員であり、私立学校法上、選任が義務付けられているものであるが、評議員の氏名は登記情報ではない。

また、評議員の氏名は、私立学校法に定める役員等名簿に包含される情報であるから、上記(5)ア(イ)及び(ウ)において判断したとおり、法令等の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

ウ その他の情報について

本件非開示情報以外に実施機関が非開示とした情報は、登記情報でも私立学校法に定める役員等名簿に包含される情報でもなく、他にこれを公にすることについての法令等の規定又は慣行は見当たらない。

(6) 結論

本件非開示情報を含む実施機関が非開示とした情報は、法令等の規定又は慣行等により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、同号ただし書イ又はウに該当する事情も認められないことから、条例第7条各号に掲げる非開示情報のうち、第2号に該当する。

(7) 条例第7条第2号以外の非開示情報該当性について

ア 実施機関は、本件非開示情報について、条例第7条第6号にも該当すると主張しているが、上記のとおり、本件非開示情報は、条例第7条第2号に該当することから、条例第7条第6号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

イ 当審査会の審議において、本件非開示情報は、これを開示すれば、役員等名簿の閲覧請求への応否及び閲覧範囲を決定する学校法人の私立学校法上の権限を侵害するおそれが生じることから、条例第7条第3号アに該当するとの意見があった。

しかしながら、当審査会としては、上記のとおり条例第7条第2号について検討して結論を得られたことから、非開示の根拠としては条例第7条第2号によることとした。

別記1 開示請求の内容

「特定の学校法人の役員等（理事・監事・評議員）の氏名が一覧で記載されている資料（直近のもの）」

別記2 請求の対象となる公文書（請求対象公文書）

文書1	特定の学校法人の役員名簿（令和2年度私立学校実態調査様式1の附表の1）
文書2	特定の学校法人の評議員名簿（令和2年度私立学校実態調査様式1の附表の2）